

令和8年度

## 働く人の育業応援奨励金

従業員の**育業**を推進し、  
安心して育業し復職しやすい  
**職場環境**を整備した都内  
企業等に奨励金を支給します



奨励金額 **最大**  
**420万円**

\*「育業」は東京都が定めた「育児休業」の愛称です。  
\*コツメカワウソは、パートナーと協力して子育てする動物といわれています。

## 対象事業者・主な対象となる取組

- 常時雇用する従業員数が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等
- 一定期間以上の育業をするとともに、令和7年4月1日以降事前エントリー日の前日までに、育業に引き続き原職等に復職している従業員がいること
- 令和8年6月22日から申請日まで、復職しやすい職場環境整備の取組をしたこと

※過去に本奨励金及び「働くパパママ育業応援奨励金」「働くパパママ育休取得応援奨励金」を受給していない企業が申請できます。

更なる取組で、要件に応じ、奨励額が加算されます！

基本支給額

125万円

対象となる要件・加算要件の  
詳細については裏面へ→

## 申請方法

ホームページ掲載の専用フォーム (LoGoフォーム) より事前エントリーが必要です。  
エントリー通過後、電子申請システム「Jグランツ」よりご申請ください。※事前にGビジネスIDの取得が必要です。

## 受付期間

※事前エントリーは先着順ではありません。  
※事前エントリーの申込状況や、予算の範囲を超えた場合等により、実施するエントリー回数、予定社数に変更になる場合があります。

	第1回	第2回	第3回	第4回
事前エントリー 受付期間	令和8年 6月22日(月)~6月30日(火)	令和8年 9月1日(火)~9月9日(水)	令和8年 11月2日(月)~11月11日(水)	令和9年 1月5日(火)~1月12日(火)
支給申請期限 (通過事業者のみ)	令和8年 9月18日(金)	令和8年 11月20日(金)	令和9年 1月22日(金)	令和9年 3月19日(金)

※事前エントリー受付期間の開始日午前10時から終了日の午後5時までにエントリーを行ってください。

※事前エントリー結果は、受付終了日翌日から概ね10営業日以内に通知します。

※事前エントリー申込社数の状況により、受付期間終了後に抽選を行います。

## 申請から振り込みまでの流れ

オレンジの部分を実業が実施

従業員の育業

従業員の原職等復帰

事前エントリー

通過事業者のみ

支給申請(約2か月)

申請書類の確認

審査

決定通知書の送付※

支給決定の場合

奨励金の請求

奨励金の振込

# 奨励金の概要



## 奨励対象となる取組 (基本支給額125万円)

1. 一定期間以上の育業をするとともに、令和7年4月1日以降事前エントリー日の前日までに、育業に引き続き原職等に復帰している都内勤務の従業員がいること。
  - ・対象従業員が男性の場合：産後パパ育休+1か月以上の育業相当（通算58日以上）、ただし中小企業等※1の場合は通算45日以上の育業も対象
  - ・対象従業員が女性の場合：産後休業+1か月以上の育業（通算86日以上）
2. 育業計画書の策定
3. 復職に向けた意向確認、育児と仕事の両立を支援する制度に関する情報提供
4. 復職しやすい職場環境整備について(令和8年6月22日から申請日までに3つ以上の取組をしたこと※2)

※1 常時雇用する従業員数が300人以下の中小企業等

※2 下記の7項目から3つ以上（新たに取り組むものが奨励対象です。既に法の上回りをしている場合、さらに上回る取組を行っても奨励対象外です。）

- ①有給の子の看護等休暇の導入 ②子の看護等休暇の取得日数の上乗せ ③中抜けありの時間単位の子の看護等休暇の導入 ④育児短時間勤務制度の利用年数延長 ⑤所定外労働時間制限の対象年齢拡大 ⑥病児保育経費の補助 ⑦子連れ出勤制度の導入



## 加算対象となる取組

【加算要件①】 次の取組を行った場合、取組項目に応じて奨励金額に加算

対象従業員等	実施する取組	加算金額
対象従業員は基本の「奨励対象となる取組」と同様	(1) 同僚への応援評価制度・表彰制度の整備と育業応援プランシートの作成	各30万円 <small>(1)(2)両方に取り組んだ場合は、2つで50万円</small>
	(2) 同僚への応援手当支給と育業応援プランシートの作成	
男性従業員が都内事業所に2人以上在籍	男性育業推進のための取組	各20万円
	(3) 男性管理職の育業とロールモデルとしての社内周知	
	(4) 育業メンター制度の整備とパパ向け育業マニュアルの作成	
	(5) 助産師等を活用した両親学級制度の導入	
	(6) 育児と仕事の両立に向けた社内研修の実施	

【加算要件②】 ※対象従業員が男性の場合のみ申請可

対象従業員等	実施する取組	加算金額
基本の「奨励対象となる取組」の対象従業員が男性の場合に限る	(7) 産後パパ育休+2か月以上の育業相当（通算88日以上）の育業をしたこと <small>※中小企業等の場合も同様</small>	45万円
	(8) 複数の男性従業員が産後パパ育休+1か月以上の育業相当（通算58日以上）の育業をしたこと <small>※中小企業等の場合は通算45日以上でも申請可</small>	1人につき30万円 <small>(最大4人・120万円加算)</small>

## 詳細は募集要項をご確認ください

対象事業者や対象となる取組にはその他要件があります。

〈お問い合わせ先〉

公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児介護支援係

TEL.03-5211-2399 (平日9時~17時) ※平日12時~13時、土日・祝日、年末年始を除く

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyoku/ikugyoouen/ikugyo-shorei.html>



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

※本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウイメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。

令和8年6月作成